

[秘密保持契約書ひな型 解説]

〈解説〉

- 前文 前文で秘密保持事項が明記する特許出願に係る情報であること、及び情報を使用目的を特定する。
- 第1条 (定義) 本契約において使用する秘密情報についての定義の説明。
- 第1項 「技術情報及び事業情報」について説明の反復をさけ、用語を明確かつ詳細に規定するために設ける。
- 第2項 秘密情報から除外される情報（公開された情報等）について定義する。
- 第2条 (目的外使用の禁止) 秘密情報が本契約で目的のものに限ることを明記。
- 第3条 (秘密保持) 秘密保持についての義務を明記。
- 第4条 (秘密事項の管理及び義務) 秘密事項について厳重な管理責任を契約者に発生する。
- 第5条 (複製の制限) コピー等複製物については、本目的のみであることを明記し制限を設けることで、秘密事項を厳守することを明記。
- 第6条 (秘密情報の瑕疵担保責任) 秘密情報に瑕疵があった場合、相手方に瑕疵担保責任を負わない旨を明記。
- 第7条 (発明等の取扱) 契約期間中に本発明を基に改良があった時の取扱いを明らかにする。
- 第8条 (損害賠償等) 秘密事項が外部に漏れた場合、相手方が責任を負い適切な対応を取ることを誓約する。
- 第9条 (契約有効期間) 目的終了時または目的終了後の次のステップとしての共同研究等の契約が締結されるまでを契約有効期間とすることを明記。
- 第10条 (有効期間) 開示情報の秘密保持義務の期間を3年としている。
- 第11条 (契約終了時の措置) 契約終了後の技術情報の取扱いを規定し、部外者に秘密が漏れないようにする。
- 第12条 (協議) 契約条文の解釈をめぐり疑義が生じた場合には、協議により解決していくこと旨の精神を規定する。